

◇大ホール 初回利用免除使用料

(単位:円)

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料を 徴収しない場合	平 日	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129	
			本 番	1階席	29,520	52,470	73,350	150,210
				全 席	42,210	74,880	104,760	214,470
		土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158
				1階席	44,280	70,200	91,170	193,140
				全 席	63,270	100,260	130,140	275,940
	入場料が 3,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129
				1階席	32,490	57,600	80,550	165,150
				全 席	46,350	82,350	115,200	236,070
		土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158
				1階席	48,780	77,220	100,170	212,400
				全 席	69,570	110,250	143,190	303,480
入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129	
			1階席	38,430	68,130	95,310	195,210	
			全 席	54,810	97,290	136,170	278,910	
	土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158	
			1階席	57,510	91,260	118,530	251,100	
			全 席	82,260	130,410	169,200	358,650	
入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129	
			1階席	50,130	89,100	124,650	255,330	
			全 席	71,640	127,350	178,110	364,770	
	土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158	
			1階席	75,330	119,340	154,980	328,230	
			全 席	107,640	170,550	221,400	468,990	
入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129	
			1階席	59,040	104,850	146,610	300,330	
			全 席	84,330	149,670	209,430	429,030	
	土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158	
			1階席	88,560	140,490	182,250	386,190	
			全 席	126,540	200,700	260,460	551,700	
入場料が 9,001円 以上の場合	平 日	本 番	準 備	29,547	52,416	73,332	150,129	
			1階席	73,800	131,040	183,420	375,480	
			全 席	105,390	187,200	261,900	536,310	
	土・日 休 日	本 番	準 備	44,289	70,182	91,098	193,158	
			1階席	110,790	175,500	227,880	482,850	
			全 席	158,220	250,830	325,620	689,670	
楽 屋	第 1 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 2 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 3 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 4 楽 屋		2,970	4,610	4,610	11,300		
	リ ハ ー サ ル 室		3,860	5,850	5,850	13,600		
	第 1 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640		
第 2 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640			

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合は使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の全席使用の本番料金をいう。)の70%に相当する額とします。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 7 初回利用免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める芸術文化団体で、自ら実演等するために主催する芸術文化に関する催物で使用する場合(ただし、新潟県民会館ホール調整実施要領により使用日を設定する催物及び実行委員会形式により開催される催物で使用する場合は除く)に適用します。ただし学校主催免除に該当する場合は適用しません。
- その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の90%に相当する額とします。(楽屋を除く)